

## 庭園管理業務実施要領

業務の対象は、樹木、芝生、地被類、ツル植物、樹林地等とします。病虫害防除や施肥の実施、樹木の剪定、芝刈り、除草等は、最も適切な時期や方法を選び実施してください。植物管理業務には、専門的な知識、技能、資格を有する者があたるものとし、植物管理実施方法については、岐阜県道路設計要領「第12章 緑化」を基本として実施することとしてください。実施回数及び実施範囲などは、別紙を参考としてください。利用者が安全かつ快適に利用できるよう下記の事項に留意してください。

- (1) 植物管理について、年間及び指定管理期間中の長期的な管理計画を作成し、計画に沿った植物管理作業マニュアルを作成してください。
- (2) 長期的な視野を持ち、植物を健全に維持管理するため、植物の状態を常に調査、点検を行い、植栽植物の目的や機能が十分発揮できるよう努めてください。
- (3) 植物管理費の低減を図るため、新たな植物管理手法の導入や開発及びその手法の効果の検証等について積極的に取り組んでください。
- (4) 剪定、伐採等による発生材については、極力、敷地外へ持ち出さず、敷地内でリサイクル活用し、資源の再利用を図ってください。
- (5) 農薬の使用にあたっては「岐阜県農薬安全使用に係る指針」を遵守してください。
- (6) 敷地内の樹木等について、維持管理の適正化を図るために追跡調査を実施し、令和4年度（指定管理期間の2年度目）終了までに、樹木台帳（調書・図面）を作成してください。

## 1 業務の内容

本館敷地内の庭園管理の業務内容については、以下のとおり。

本館敷地内の庭園管理業務のエリアについては、別添「テクノプラザ庭園エリア図」【庭園エリア図2】で示すとおり、本館敷地内を ZONE ごとで呼び分け、業務の対象ごとのエリアを【庭園エリア図2～6】で示す。

(※以下で示す芝生面積、樹木本数や別添「庭園エリア図」は令和元年度末の数字やエリアであるため、本業務の費用の積算の際には、参考資料としてご利用ください)

### (1) 芝生管理業務【庭園エリア図3】

- ・芝刈 (ZONE I, II, IV-①, IV-②, IV-⑨, IV-⑩) . . . . . 年3回

上記芝面積の合計; 2, 081㎡

- ・施肥 . . . . . 年1回

※芝生管理については、芝の成長を見て作業実施すること。成長具合によっては上記回数を必ずしも行う必要はないため、適正な実施回数を自ら判断すること。

なお、目土散布については、必要に応じて実施するものとする。

### (2) 樹木管理業務

#### ①樹木剪定業務

- ・高木剪定 (H300cm<sup>~</sup>、C>60cm) 145本

ZONE I, II, IV-⑩の高木全体のうちの145本を対象として年1回作業を実施する。それ以外の樹木については、枯れ葉、折損枝等の処理のみとする。

- ・高木剪定 (H300cm<sup>~</sup>、C<60cm) 4本

ZONE I, II, IV-⑩の高木全体のうちの4本を対象として年1回作業を実施する。それ以外の樹木については、枯れ葉、折損枝等の処理のみとする。

- ・中木剪定 (100<H<200cm) 38本

ZONE I, II, IV-⑩の中木全体のうちの38本を対象として年1回作業を実施する。それ以外の樹木については、枯れ葉、折損枝等の処理のみとする。

- ・中木剪定 (200<H<300cm) 4本

ZONE I, II, IV-⑩の中木全体のうちの4本を対象として年1回作業を実施する。それ以外の樹木については、枯れ葉、折損枝等の処理のみとする。

- ・低木寄植剪定 796㎡【庭園エリア図4】

全量を対象とし、年1回実施する。

- ・クマザサ剪定 (刈り込み) 1, 800㎡【庭園エリア図4】

全量1, 196㎡を対象とし、約1.5回分の刈り込みを実施する。

- ・這性低木、クマザサを除く地被類については必要に応じて実施する。

- ・ツル植物剪定 103㎡【庭園エリア図4】

全量を対象とし、年1回実施する。

#### ②防除工

- ・物理的防除を人力にて必要に応じて実施。

(3) 緑地管理業務

①除草業務

- ・ ZONE I (肩掛け式カッタによる草刈り) 2, 0 5 5 m<sup>2</sup> . . . . . 年 3 回
- ・ ZONE II (肩掛け式カッタによる草刈り) 3, 1 7 5 m<sup>2</sup> . . . . . 年 3 回 ※ 1
- ・ ZONE III (肩掛け式カッタによる草刈り) 5, 4 5 0 m<sup>2</sup> . . . . . 年 3 回
- ・ ZONE IV (植栽地人力除草) ※ 2 2, 5 5 0 m<sup>2</sup> . . . . . 年 1 回

(※ 1 ZONE II は雑草が生成していない範囲を含めた、県域統合GISで計測した ZONE 全体の面積です。)

(※ 2 屋上庭園であるため、人力除草を行う必要があります。)

雑草等の成長具合によっては上記回数を必ずしも行う必要はないため、適正な実施回数を自ら判断すること。実施時期は適宜時期を見て行うこと。

②低木植込除草業務

- ・ 低木植栽除草 8 0 0 m<sup>2</sup> . . . . . 年 1 回

(4) 木くず等の処分

落ち葉、刈草、剪定枝等の発生材は、基本的に園内の植栽マルチングに使用する。敷きならす場所については、県と協議の上、決定する。なお、倒木等、マルチングに使用できないものについては、県で許可されている中間処理施設へ搬入し、処理すること。

その際、利用する処理施設の産業廃棄物処理業の許可の写しを添付すること。

また、処理量の実績報告書にマニフェストを添付し提出のこと。

(5) その他

上記作業は、最低限実施すべき基準を示すものであるが、春・夏季(4～10月)は月に2～3回、秋・冬季(11～3月)は、月に1回程度見回りを行い、必要に応じて作業を実施し、植栽の維持向上に努めること。

(参考) 令和元年度末での業務対象範囲の樹木数等

- (1) 高木 2 0 6 本
- (2) 高中木 2 6 1 本
- (3) 中木 4 7 4 本
- (4) 低木 2, 7 1 8 本
- (5) 地被類 1, 0 2 5 m<sup>2</sup> (シバザクラ、クマザサ等)
- (6) ツル植物 1 0 3 m (3 1 1 株を 3 本/m で換算)